

# 令和5年度筑紫野市男女共同参画審議会（第3回） 会議録（要点筆記）

1. 審議会等の名称 令和5年度 筑紫野市男女共同参画審議会（第3回）
2. 開催日時 令和5年11月28日（火）18:00～20:00
3. 開催場所 筑紫野市役所 504会議室
4. 委員出席状況 **【出席者】** 原田委員、鬼木委員、**喪**委員、徳永委員、  
武本委員、岡島委員、松尾委員、長岡委員、  
畑山委員、北尾委員、山田委員（以上11名）  
**【欠席者】** 磯部委員
5. 事務局 谷、末吉、木村、渡邊、嘉副
6. 傍聴 0人
7. 議題及び審議の内容
  - (1) 開会
  - (2) 議題  
前回の確認事項  
第3次ちくしの男女共同参画プラン令和4年度実施状況報告書について
  - (3) 事務連絡

## ●議題及び審議の内容

（事務局） 第3回男女共同参画審議会を開催する。

（会長） 次第に従い、前回の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

（事務局） 前回の審議会終了後に「この審議会にて何を議論したらよいのか、説明してもらえたら」という委員からの意見があった。確認の意味も含めて、改めて説明する。  
今年度の本審議会は、男女共同参画プランに基づき令和4年度に各課で実施した事業について、質問・意見をいただくものである。

「第3次ちくしの男女共同参画プラン令和4年度実施状況報告書」の内容について、質問や意見を述べてもらいながら、より良い取り組みにつなげていくことを目的としている。このような趣旨のもと、前回の審議会では、基本目標Ⅱまで審議いただいた。前回審議いただいた中で確認事項が残っているため、その報告を先に行う。

（1点目）

管理職における女性の割合の目標に関連して、特定事業主行動計画は、どういったかたちで報告、反映されているのかという意見について。

特定事業主とは、国・地方公共団体のことであり、一般事業主は民間事業者のことを指す。どちらも現状把握・課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表することになっており、一般事業主は都道府県労働局雇用環境均等部（室）への届出を行うが、特定事業主は届出がない。また、特定事業主には、くるみん・えるぼしのような認定はない。

策定にあたって、現状把握については必ず把握する項目7項目が内閣府令に規定され

ており、筑紫野市もその内容で実施している。

数値目標については、定める項目は事業主に委ねられており、こちらは内閣府令の規定はない。筑紫野市では、現状、4項目の数値目標を定めている。資料（公表しているホームページの掲載内容と行動計画の該当する部分を抜粋しているもの）参照。

（2点目）

基本目標Ⅰ No.4 図書や資料収集に関して、教育政策課のDVD貸出実績はどのくらいかという意見について。

昨年度の市民懇談会（人権問題啓発実行委員会における学習）では、14本の貸出。それ以外では、企業が13本、職員が27本で、合計54本であった。

（3点目）

基本目標Ⅱ No.35 生涯学習課の事業の中で10代など若い世代を対象とした講座はあるか。リプロダクティブ・ヘルス/ライツのテーマに対して、中学生を対象に生涯学習の場でやっているかどうか、実施する予定があるかという意見について。

生涯学習課には、現在、若い世代を対象とした講座はない。よって、リプロがテーマになるものもないのが現状。今後は未定とのことであった。

講座ではないが、中高生が関わる事業「市民フォーラム」について紹介する。市民フォーラムは、11月「子ども・若者育成支援強調月間」の取組の一環として開催される。市内中高生パネリストが討議し、来場者を交えて意見交換を行う。テーマは年によっていろいろ設定されており、令和4年度は「SDGsを考える」、令和5年度は「環境を考える」で11月25日に行われた。

また、保護者向けの事業として、子どもの生きる力や思いやりの心を育むため、親としての関わり方や子育てについても楽しく学び、自らも育つ場として開設する「はぐくみキャンパス」がある。内容は、市内小中学生の保護者を対象とする家庭教育学級、乳幼児を持つ保護者を対象とするつぼみカフェなどで、テーマ設定は各学級で行っている。

以上、前回の確認事項3項目についての報告である。

（会長） 前回の確認事項の説明であった。質問はあるか。

（質問無し）

（会長） 質問が無いようなので、基本目標Ⅲについて事務局より説明をお願いします。

（事務局） 基本目標Ⅲについて概要を報告する。基本目標Ⅲ「すべての人が共に支えあう暮らしやすいまちづくり」に関しては、高齢者をはじめ、子育てや介護、ひとり親家庭などに対する事業について、それぞれの担当課において取り組んでいる。

（基本方向7）共に担う家庭責任の推進

No.43 高齢者健康講座の充実、No.44 高齢男性の生活自立への支援

介護予防と高齢男性の生活自立を目指し、介護に関する講座や健康づくり講座の実施や、男性料理教室へ講師派遣を行った。

No.50 男性が参加しやすい育児・介護講座等の実施

男性をターゲットにした子育てサロンを実施し、遊びを通して子どもとの関わりや育児について学習した。担当課からの課題や改善点として、「男性のための」と特別な参加枠を設けなくても、サロンや学習会に男性の参加者が増えるように啓発をしたい

とのことであった。

(基本方向8) さまざまな立場に配慮した環境の整備

No.53 障がいのある女性に配慮した施策の推進

精神保健福祉士等の資格をもった女性相談員3人や手話通訳者男女各1人を配置し、障がいのある女性が相談しやすい体制づくりに努めた。

No.55 外国人女性への施策の推進

市在住の外国人女性が安心して妊娠・出産できるように、令和4年度に1言語（ネパール語）追加し、常時10言語（英語、中国語、ハングル語、タイ語、タガログ語、ポルトガル語、インドネシア語、スペイン語、ベトナム語）の外国語母子健康手帳を準備し、個々に応じて交付した。

基本目標Ⅲについては以上である。

- (会長) 基本目標Ⅲについて、質問・意見はあるか。
- (委員) No.48 男女共同参画の視点に立った子ども・子育て支援事業計画の推進について、実施状況報告書をもても、男女共同参画の視点で何を取り組んだのか分からない。
- (事務局) 所管課は前提として、男女共同参画の視点をもって子ども・子育て支援事業計画を推進している。だが、委員の言うとおりの具体的な取組みが分かりづらい表記となっている。後期プランは、文言を変更し、より具体的になるようにしている。
- (委員) 子どもと仕事の両立支援について、一番気になることは保育所の待機児童の改善状況や放課後児童クラブの待機状況について。No.48 の子ども・子育て支援事業計画には、細かくいろいろな事業があるかもしれないが、この内容の表現は入っていた方が良いと思うし、現状も気になる。
- (事務局) 保育所の待機児童については、受け皿を増やす取組みを行った。100人以上いた待機児童が、令和5年度（4月1日時点）には10数人となり、改善方向にある。学童については、待機児童がいないと聞いている。
- (会長) 計画全体の実施報告をあげるのは無理としても、シンボルとなるものや目標設定しているものなどを載せることで分かりやすくなると思う。来年に期待する。
- (委員) 待機児童数はカウントの方法で変わる。必要な人がちゃんと入所できているのか。学童については、保育所より基準が厳しく、延長できないことがある。延長できず、残業ができないことで、仕事の幅が狭まる。学童は待機児童がいないと言うが、受け入れ態勢として保育所と異なる基準で受け入れをしていないかなど含めて、子育てと仕事を両立できるように、保育所や学童の基準等をきちんと確認してもらいたい。
- (委員) 学童は、子どもに対する指導員の数も足りていない。保育所や学童に加え、病児保育についての記載も加えてもらいたい。現在筑紫野市では実施施設が2箇所ある。子どもが急に熱を出したときにどうするかというのは親にとっては心配なところである。病児保育に対する支援など含めて加えてもらいたい。
- (事務局) 市民意識調査報告書105ページに、男女共同参画社会を実現するために市に望むことの結果が載っている。1番多い意見が、保育所・学童の整備など働き続けるための条件整備である。男女共同参画を実現するためには、ここを進めていくことは大事なことだと改めて思う。
- (会長) 関連して他に意見等あるか。

- (委員) 筑紫野市内の事業所で、その企業で働く従業員を対象にした事業所内保育所や病児保育をやっているところはあるか。
- (事務局) 事業所内保育をやっているところはいくつかある。その中で、病児保育までやっているところはない。一方、企業主導型保育事業という仕組みでは、病児保育を実施することができるため、そこに通っている子が利用できる病児保育はいくつかある。
- (委員) 実際にやっている事業所を広報に出すなど、スポットを当てることで他の企業の意識が変わり、改革につながると思う。市が積極的にPRすることが必要。
- (委員) ヨーロッパでは、何人以上の企業は社内等に保育施設をつくらないといけないという決まりがある。日本にはそのような基準があるか。
- (委員) 日本の7割は中小企業、中小企業でやることは難しいと思う。日本にそのような基準はない。申請制で環境整備等のための補助金はある。
- (委員) 1つの事業所で出来ないならば、いくつかの事業所で、近くに保育施設を作ったら良いのではないかと思う。または地域に1か所保育施設をつくったり、それを市がやったり。
- (会長) 委員の意見は、1つの方法としてそういった枠組みもあるという提案だ。非常に大きな流れとしては有効だと思う。子育ては男女共同参画社会をつくるうえで大事な視点である。他に質問はあるか。
- (委員) No.45 介護サービスの充実に関連して、介護の問題について。介護保険は、介護される人のためのもので、介護する側のサービスも必要だと思う。
- (会長) 委員の意見は、介護する側が様々な活動ができるように、サービス支援策を充実させてほしいという要望である。
- (委員) 子育て・介護に共通した問題は、働き手が足りていないこと。保育士も介護士も給料が安く、なり手不足。
- (委員) 介護サービスの隙間を埋めるものがないということが課題。そのため、介護する側は仕事や自分がやりたいことができなくなっている。
- (会長) 介護分野は改善されていっているが、隙間はまだまだたくさんある。事業検討の際に隙間はどこなのかみていくことが大切。
- (事務局) 介護業界の働き手不足は筑紫野市だけでなく日本全体の問題。世界でも外国人労働者の獲得競争が起きている中、日本に来て東京や大阪など給料が高い地域に流れていく。サービスの充実をすすめるにあたって、裾野を広げていくことは男女共同参画社会にとって大事だと思う。介護のニーズがあっても受け手がいないと家族が介護をしないといけなくなり、社会進出ができなくなるという悪循環になる。
- (委員) 市が賃金をあげることはできないかもしれないが、市営住宅に安く入れるなど、市でできることもあると思う。賃金が上がらないとしても住宅面などサービス面の支援があれば良いと思う。
- (委員) 介護の問題に関連して、ひとり暮らしで、身近に面倒を見てくれる人がいない場合は、どうなるのか。
- (委員) 後見制度がある。本人の判断能力の程度によって後見人や保佐人、補助人がある。自分は身寄りのない人の保佐人をいまやっている。本人の判断能力が低くなってきて、ひとり暮らしの状況だと役所の相談からつながってくる。

(会長) どこかにキャッチするところがあれば、あとは専門機関につながっていく。その最初のキャッチが行政の相談、そこからさまざまな制度や機関につながっていくから、安心できるということである。

他に質問等なければ、これで基本目標Ⅲを終わる。続いて事務局から基本目標Ⅳについて報告をお願いする。

(事務局) 基本目標Ⅳについて概要を報告する。基本目標Ⅳ「男女共同参画による活力あるまちづくり」に関しては、市の審議会や地域活動への女性の参画をはじめ、女性活躍、農林業、商工業、防災の分野における事業について、それぞれの担当課において取り組んでいる。

(基本方向 9) 市の政策・方針決定への女性の参画促進

No.57 女性委員の積極的登用の促進

審議会等への女性登用率は 33.4%であり、令和 3 年度 (33.2%) に比べると増加したものの、40%を目標としているため、評価としては△とした。更なる取組みが必要だと考えている。

令和 5 年度の取り組みとして、例年、市ホームページに登用率を掲載している、掲載の際、そのことを庁内にも周知することで啓発を行った。

関係課として 4 つの課から取組内容の報告があっている中で、子育て支援課の子どもの権利救済委員が男性 2 人になったということがあったため、評価を△とした。その他にも審議会を持つ関係課はあり、取組内容報告の有無に差が生じているため、次年度に向け整理したいと考えている。

(基本方向 10) まちづくりにおける男女共同参画の促進

No.59 地域コミュニティ役員などへの女性の登用促進

コミュニティ運営協議会長および行政区長に対し、関係する 3 課 (人権政策・男女共同参画課、コミュニティ推進課、総務課) 連名で、地域における女性役員の登用促進について協力依頼文書を発出した。

No.61 補助金交付団体に対する男女共同参画推進状況調査の実施と啓発への活用

市から 10 万円以上の補助金を交付している団体に対し、男女共同参画の推進状況や意識に関する調査を実施した。団体の役員における女性の登用率は 31.3%と令和 3 年度の 31.7%より低下しており、評価としては△とした。引き続き継続した取組が必要。

(基本方向 11) 女性活躍の推進

No.64 企業・事業所に対してのワーク・ライフ・バランスや法や制度の情報提供など企業や事業所に対して、県が実施の「子育て応援宣言」や「介護応援宣言」、「改正育児・介護休業法」に関する資料など、働きやすい職場づくりに向けた情報提供を行った。

No.72 農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用促進

チラシの配布や個別の働きかけなどにより、農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の登用が増えている。

(基本方向 12) 男女共同参画の視点に立った防災・災害復興施策の推進

No.76 地域防災 (復興) 施策の男女共同参画の視点の導入

ちくしのフォーラムによる出前講座の開催を呼びかけ、筑紫コミュニティセンターで実施した。地域コミュニティに対して、地域防災の活動事例集等の情報提供を行い、災害時における男女共同参画の視点の重要性について啓発を行った。

基本目標Ⅳについては以上である。

- (会長) 基本目標Ⅳについて、質問・意見はあるか。
- (委員) No.62 ボランティアの育成・活動支援について。関係課の文化・スポーツ振興課は、図書館事業の記載があるが、スポーツ関係の記載が必要ではないか。スポーツの団体が加入しており、役員が16人中5人女性だと聞いている。
- (事務局) 所管課に意見が出たことを伝え、次年度以降の報告でどのような取り組みがあったかなど聞いていきたいと思う。
- (会長) もし分かればスポーツ関係のボランティアについて、次年度ではなく早めに報告してほしい。他に質問はあるか。
- (委員) No.59 地域コミュニティ役員などへの女性の登用促進について、地域コミュニティ、運営協議会が各分野に活躍し始めている。コミュニティに関して、男女共同参画の中身についてもちゃんと分かっていたらいいと思う。役員の中で女性が何人いるか問うだけでは足りないかと思う。
- (委員) 同じく、No.59 について、区長における女性の割合が4.9%は低いと思う。もう少し積極的な働きかけはできないのか。このことにスポットを当てて、手だてを考える必要があると思う。例えば、那珂川市は地域で女性役員を登用した場合に、助成金を出している。地域の女性役員の割合が長く低迷している背景には、地域の中での女性の発言のしにくさがあると思う。本来、コミュニティの中でそのような嫌な思いをした場合に、男女共同参画の苦情処理制度がある。これをもっと知ってもらい、活用してもらいたいと思う。
- (委員) 女性の登用は厳しいところがある。地域ではそもそもなり手不足。男性でもなり手がいない現状。
- (会長) 地域の役員に誰でも自由に参加でき、持てる力を発揮していけるように、様々な手だてを考えていかないといけない。そして行政だけでなく、1人1人が自分自身の啓発が必要かもしれない。
- (委員) No.57 附属機関等の委員への女性の登用促進について。子育て支援課が所管している子どもの権利救済委員は、2人体制で、違う分野（弁護士、社会福祉士）から登用し、2人とも男性だから評価が「△」というのは厳しいのかなと思った。福岡県弁護士会は女性がそもそも少なく、2割きっている。
- (事務局) 一方には、女性をお願いしますと働きかけは行ったが、結果的に男性になったと聞いている。
- (会長) 働きかけは行ったが、結果的に男性だけになったため、評価が△という事務局の判断だが如何か。
- (委員) 少し厳しいかと思う。
- (会長) 権利救済委員の資格と人数は決まっているのか。
- (事務局) 定数は3人以内、職種は決まっていない。
- (会長) 専門性を優先してしまうと、今の時代だと男性ばかりになってしまう。男女共同参画

審議会の立場としてどう判断するのか。あえて、数少ない中でも女性に依頼するかどうか。

- (委員) 子どもの権利救済委員の男女比は一緒のほうが良かったと思う。様々な視点が必要。
- (委員) 男女共同参画審議会の立場からすると、市が△の評価をつけたことは良いと思う。
- (委員) そもそも2人体制にしているが、3人体制にして女性を増やせば良いのではないか。どうしても女性をいれないといけないことばかり気にしていると、適任でない人が登用される可能性があるのではないか。適任であれば男性2人でも良いと思った。
- (会長) 男女共同参画基本法にもとづいて計画を進め、この審議会がある。なぜ女性登用について議論しているのかというと、専門性などのバランスだけでなく、性別のバランスの視点をいれていこうという目標がある。
- (委員) そのようなことであれば、委員を3人にし、女性を増やしたら良いと思う。
- (会長) 制度が身近なものになり、性別の視点もはいるように工夫をお願いしたいという要望になると思う。行政は、定数の見直しや選出方法など工夫が必要。なお一層の努力をお願いするという意見をもって評価は△のままということで良いか。(委員了承)  
他に質問はあるか。
- (委員) No.67 女性に対する再就職支援セミナーや起業セミナーについて。セミナーを受講し、就職や起業につながった人数は把握しているか。
- (事務局) セミナー受講後の追跡はしていない。セミナーでは、再就職や起業の後押しをしている。
- (委員) 妊娠出産後の就職はハードルが高い。そこは力をいれてほしい。事業所とマッチングできる場があれば良いと思う。また、起業をしたいときには、子育てのこと等課題がたくさん出てくる。このセミナーを受ければそのような課題も含めワンストップで支援できる体制があれば良いと思う。
- (事務局) 講師は、ハローワークや福岡県よろず支援拠点をお願いしている。市では専門性が無いが、専門の講師をお願いすることで、セミナーに来た人が、その後各機関とつながるきっかけになっている。
- (会長) 当面の目標は、セミナーの参加者を増やし、つながりを増やすことになるだろう。
- (事務局) よろず支援拠点は良い制度だが知らない人が多い。必要な人に届いて、利用してもらい、今後につなげてほしい。
- (会長) 時間になったため、本日はこれで審議を終わる。事務局より今後の予定について説明をお願いする。
- (事務局) 第4回の審議会を1月下旬から2月中旬で考えている。
- (会長) 次回は、目標Ⅳの追加質問、プラン推進のための施策、全体の総括、答申について審議していきたいと思う。これで審議会を終了する。

(以上)